

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び第1期島根県犯罪被害者等支援計画」に基づく進行管理表
(事業実施状況表) 支援計画分

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R5実績	担当課
(1) 損害回復・経済的支援等への取組	ア 損害賠償請求等に関する周知	損害賠償請求制度その他制度の周知、助言	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1000部作成し、関係機関に配布した。(環境生活総務課) ●性暴力やDV被害者に対して法律相談を実施し、必要に応じて制度の周知や助言を行った。※法律相談実施件数:性暴力1件、DV13件(青少年家庭課) ●刑事事件及び交通事故に対応した「被害者の手引き」をそれぞれ200部ずつ作成し、制度情報を掲載して犯罪被害者等へ交付するとともに、県警ホームページにもその内容を掲載して制度の周知を図った。(広報県民課) 	環境生活総務課 青少年家庭課 広報県民課
	イ 経済的負担の軽減	犯罪被害給付制度他各種負担軽減による経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●ワンストップ支援センターにおいて、産婦人科医療が必要な性暴力被害者に対し、2件の医療費公費負担を行った。(青少年家庭課) ●犯罪被害給付制度について、パンフレットや「被害者の手引き」を活用して犯罪被害者等に適切に教示し、申請の意思を示した犯罪被害者等に対しては、広報県民課から直接詳しい手続き等について説明を行った。(広報県民課) ●司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に要する経費、身体犯被害者に対する診断書料及び初回診療料等に要する経費の公費負担を行い、経済的負担軽減を図った。(広報県民課) (公費負担状況) <ul style="list-style-type: none"> ・遺体修復0件、遺体搬送0件、検案書料0件 ・性犯罪以外(診断書料20件、初回診療料18件) ・性犯罪(診断書料6件、初回診療料13件) 	青少年家庭課 広報県民課
		見舞金制度による経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等見舞金制度による給付金の支給を行い、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図った。(環境生活総務課) (見舞金支給状況) R5年度 1件	環境生活総務課
	ウ 居住の安定	一時避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅が事件現場となるなど犯罪被害者等が居住困難となった場合や犯罪被害者等が加害者又はその関係者から危害を加えられる恐れがある場合などにおけるホテル等宿泊施設の確保を図るとともに、その費用の公費負担を行った。 ・一時避難場所宿泊料の公費負担 0件	広報県民課
		県営住宅の優先入居	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等を優先入居等(※)の対象者としている。 ※優先入居～高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護、DV被害者、犯罪被害者等を対象に公募において抽選の当選率を優遇 ※目的外使用入居～犯罪被害者等で、緊急に迫られており公募による入居を待つことができない方を対象(R5年度における犯罪被害者等の入居申込みはいずれも0件) 	建築住宅課
	エ 雇用の安定	労働相談窓口での相談対応等	<ul style="list-style-type: none"> ●労働相談員を配置し、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関する相談に、面談・電話・メールで対応した。 相談件数195件(うち犯罪被害者等からの相談 0件)	雇用政策課
		県内事業者に対する広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口リーフレット等を活用した情報提供を行った。(環境生活総務課) 	環境生活総務課

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び第1期島根県犯罪被害者等支援計画」に基づく進行管理表
(事業実施状況表) 支援計画分

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R5実績	担当課
(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	専門的な知識・技能を有する専門職によるカウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力被害者支援センターにおいて、必要に応じて性暴力被害者に対し、10件のカウンセリングを実施した。(青少年家庭課) ●部内カウンセラーや(ガイダンスカウンセラー含む)や部外カウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリング支援を20人(のべ47回)実施した。(広報県民課) ●精神科医等による診療支援を4人(のべ41回)実施した。(広報県民課) ●ガイダンスカウンセラーを各種研修会等に参加させスキルアップを図った。(広報県民課) 	青少年家庭課 広報県民課
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーをすべての公立学校に配置した。 ●スクールソーシャルワーカーは、市町村(松江市を除く)への委託も含め、単独配置型・派遣型で実施した。 	教育指導課
		心の健康相談	●県内の各保健所及び心と体の相談センターにおいて、心の悩みや不調に関する相談に対応した。	障がい福祉課
	イ 安全の確保	個人情報の適切な取扱い	●犯罪被害者等の氏名の公表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案し、適切な発表内容となるように配慮した。(担当2課)	環境生活総務課 広報県民課
		安全確保	●被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話を各警察署に配置し、活用した。	広報県民課
		女性相談センター、児童相談所の一時保護等	●必要に応じて一時保護を実施し、被害者の安全確保を図った。	青少年家庭課
		DV、児童虐待に対する連携	<ul style="list-style-type: none"> ●DV対策推進会議や女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、関係機関の相互理解と情報共有、連携強化を図った。また、児童虐待については要対協個別ケース会議や実務者会議、代表者会議等を通じて各関係機関との連携を行った。(青少年家庭課) ●DV被害者、被害児童の安全確保のため、関係機関と「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の開催のほか、意見交換会を実施し連携を深めた。(少年女性対策課) ●児童相談所と合同で、児童虐待事案への対応訓練を実施した。(少年女性対策課) ●児童虐待の被害児童等について、関係機関と情報を共有し連携を図った。(教育指導課) 	青少年家庭課 少年女性対策課 教育指導課
	ウ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	職員に対する教育	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力被害者支援員専門研修を年2回実施した。児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施した。(青少年家庭課) ●被害者支援専科、犯罪被害者支援要員等研修会のほか、各種部門における教養や研修会等において職員に対する教養を実施した。(広報県民課) 	青少年家庭課 広報県民課
		事情聴取における心情への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●事情聴取では、対応警察官、聴取場所、聴取方法等について配慮した。(刑事企画課) ●警察職員を対象とした司法面接研修を開催した。(少年女性対策課) ●児童が被害者となった性犯罪、虐待事案については、司法面接を実施して被害者の負担軽減に努めた。(少年女性対策課) 	刑事企画課 少年女性対策課
	(3) 刑事の手取組への関与拡充へ	ア 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等	被害届・告訴への対応	●被害届の迅速・確実な受理、有効な告訴の迅速・適切な対応について、会議、研修等の際に指導を行った。
被害者の手引き等による情報提供			<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1000部作成し、関係機関に配布した。(環境生活総務課) ●刑事事件及び交通事件に対応した「被害者の手引き」をそれぞれ200部ずつ作成し、制度情報を掲載して犯罪被害者等へ交付するとともに、県警ホームページにもその内容を掲載して制度の周知を図った。(広報県民課) ●早期援助団体への情報提供制度の確実な教示のため、「被害者の手引き」に同意書の様式を折り込んで活用した。(広報県民課) 	環境生活総務課 広報県民課

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び第1期島根県犯罪被害者等支援計画」に基づく進行管理表
(事業実施状況表) 支援計画分

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R5実績	担当課
(4) 支援等のための体制整備への取組	ア 関係機関・団体との連携推進	関係機関・団体との間における活動内容に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ●警察庁との共催により市町村犯罪被害者等施策担当者も出席して犯罪被害者等支援の研修会を開催した。(環境生活総務課) ●島根被害者サポートセンターの支援員に対して、犯罪被害者等支援に関する研修会を実施した。(環境生活総務課) ●犯罪被害者等が必要な場所で適切な支援を受けることができるよう、途切れることのない支援を実施するため連携を促進した。(広報県民課) ●島根県被害者支援連絡協議会総会を開催し、会員間の連携及び相互協力の充実を図るとともに、連携を円滑に行うため、情報ネットワークを構築した。(広報県民課) ●被害者等の希望に応じて、島根被害者サポートセンターに対し情報提供を行い、被害者等が被害状況等を繰り返し説明することによる精神的負担軽減を図った。(広報県民課) 	環境生活総務課 広報県民課
		死傷者多数事案発生時における緊急支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ●死傷者多数事案発生時における緊急支援体制を強化するため、島根県被害者支援連絡協議会において構築した体制に基づき、シミュレーション訓練を実施した。(担当2課) 	環境生活総務課 広報県民課
		総合的な被害者支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●島根県被害者支援連絡協議会及び地域単位の被害者支援ネットワークを開催し、被害者支援のための制度等に関する情報交換や会員間の連携を図った。 	広報県民課
	イ 民間団体に対する支援	民間団体活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●(公社)島根被害者サポートセンターに対して、広報啓発事業を委託した。(環境生活総務課) ●令和5年度においては、民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣依頼はなかった。(人権同和对策課) ●「しまね人権フェスティバル2023」を令和5年12月10日(日)益田市の加茂文化ホールラメールにおいて開催し、啓発展示の場を提供した。(人権同和对策課) ●民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣などの人材育成に対する支援を行った。(広報県民課) ●民間支援団体の島根被害者サポートセンターに対して、犯罪被害者等支援業務委託を実施した。(広報県民課) 	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
		民間団体の広報等	<ul style="list-style-type: none"> ●各種会合、イベント等におけるパネル展示やチラシ配布等により、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義や活動について広報を行った。(担当2課) ●民間支援団体主催の被害者支援講演会において後援と広報を行った。(広報県民課) 	環境生活総務課 広報県民課
	ウ 相談窓口の充実・周知	総合的対応窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者等が被害状況を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減を図るため、関係機関に対して、被害者等の情報を提供し連携した支援を推進した。 	環境生活総務課
		各相談窓口の充実・周知	<ul style="list-style-type: none"> ●警察庁との共催による市町村犯罪被害者等施策担当者会議を開催し、被害者支援に関する連携の充実を図った。(環境生活総務課) ●相談窓口に関するリーフレットを作成し、市町村等に配布して周知を図った。(環境生活総務課) ●「人権相談ダイヤル」について、県のホームページ及び人権啓発推進センター広報誌「りっぶる25号」(市町村・団体・病院等に配布)に掲載し、周知を行った。(人権同和对策課) ●県政情報コーナーに「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」、「デートDV」等のリーフレットを設置し、相談窓口の周知を図った。(青少年家庭課) ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、県内12か所での街頭活動などで性暴力被害防止・DV防止啓発チラシを配布し、相談窓口の周知を行った。(青少年家庭課) ●「子どもと家庭電話相談室」等のカード等を作成、各学校等へ配布し、周知を図った。(青少年家庭課) ●県警ホームページや各種イベント時のチラシ配布等により、相談窓口の周知を図った。(広報県民課) 	環境生活総務課 人権同和对策課 青少年家庭課 広報県民課

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び第1期島根県犯罪被害者等支援計画」に基づく進行管理表
(事業実施状況表) 支援計画分

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R5実績	担当課
(5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	ア 各種媒体を活用した広報・啓発	県民等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ● 県警ホームページにおける各種被害者支援施策の情報提供、各種イベント等におけるパネル展示やチラシ等の配布、新聞や情報誌等への掲載等により、広く県民に対して広報啓発活動を行った。(環境生活総務課、広報県民課) ● 「しまね人権フェスティバル2023」を令和5年12月10日(日)益田市の芸術文化センターグラントワにおいて開催し、広報啓発活動を行った。(人権同和対策課) 来場者数 約800人 	環境生活総務課 人権同和対策課 広報県民課
	イ 犯罪被害者週間における広報・啓発	犯罪被害者週間の浸透と定着化	<ul style="list-style-type: none"> ● 11月中、島根県庁ロビーにおいて犯罪被害者等支援に関するパネル展を開催し、来訪者に対し、犯罪被害者等支援に関する理解を深めた。(担当2課) ● 犯罪被害者週間初日の11月25日と26日に、島根県、島根被害者サポートセンターと連携し、イオン松江店で広報イベントを実施するとともに、期間中、各警察署においても街頭啓発活動や各種イベントでのパネル展示等による広報啓発活動を実施した。(広報県民課) 	環境生活総務課 広報県民課
	ウ 講演会等の開催	犯罪被害者等の声を聴く取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 島根被害者サポートセンターの委託事業により、被害者遺族による講演を行った。(環境生活総務課) ● 令和5年度においては「犯罪被害者等支援」をテーマとした講演会を開催しなかった。(人権同和対策課) ● 「しまね人権フェスティバル2023」を令和5年12月10日(日)益田市の芸術文化センターグラントワにおいて開催し、「犯罪被害者等支援」をテーマとした啓発展示の場を提供した。(人権同和対策課) ● 講演会等について学校へ周知した。(教育指導課) ● 民間支援団体と協働して、犯罪被害者遺族を講師とする「命の大切さを学ぶ教室」を、県内の中学・高校(計15校)で開催した。(広報県民課) 	環境生活総務課 人権同和対策課 教育指導課 広報県民課